

# 平成14年度 中小企業支援計画

( 目 次 )

平成 1 4 年度 中小企業支援計画

1 4 年度の基本方針	1
事業の実施体制	3
1 都道府県等中小企業支援センター	3
(1) プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの配置	4
(2) 事業可能性評価委員会の設置	5
(3) 中小企業との情報交流体制の整備	7
(4) 都道府県等中小企業支援センターを中心とした連携体制の整備	7
2 地域中小企業支援センター	10
(1) 地域中小企業支援センターの設置	10
(2) コーディネーター等の配置	10
(3) 事業内容及び事業実施上の留意点	11
(4) 地域における関係支援機関との連携	11
3 中小企業・ベンチャー総合支援センター	12
(1) プロジェクトマネージャーの配置	12
(2) 事業内容	13
4 中小企業総合事業団による 3 類型の中小企業支援センター相互の連携及び協力	13
事業の実施方法	14
1 事業の成果の向上	14
(1) 支援対象企業の選定方法、選定基準及び評価システム	14
(2) 民間専門家の選定方法、選定基準及び評価システム	14
(3) 事業広報、広聴活動	15
2 事業の概要	16
(1) 都道府県等又は都道府県等中小企業支援センターが行う事業	16
(2) 中小企業総合事業団が行う事業	18

## 平成14年度 中小企業支援計画

### 1. 14年度の基本方針

我が国の中小企業を取り巻く環境は、技術の進歩や政治情勢の変化による国境や経済圏域を超えての企業間競争の激化、地球温暖化やダイオキシン問題への対応などの環境対応、少子・高齢化による就労構造の変化、産業革命にも匹敵しうると言われるIT革命に加え、我が国経済の閉塞感を打破し、経済の再生を図るための我が国経済社会の構造改革への取組みなど、大きく変化している。

国は、このような経営環境の変化に正面から取り組む意欲あふれる中小企業に対し、より大きな活躍の機会を提供する社会を目指し、中小企業の様々な経営課題についてきめ細やかに支援するため、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター及び中小企業総合事業団の中小企業・ベンチャー総合支援センター（以下「3類型の中小企業支援センター」という。）からなる中小企業支援体制の整備を進め、中小企業へのワンストップサービスの提供に努めているところであり、これら3類型の中小企業支援センターを中心とした中小企業支援は、厳しさを増す経済状況の中でますます重要な役割を担うものとして期待されるものである。

平成13年度は、3類型の中小企業支援センター間はもとより他の中小企業支援機関との相互連携・協力を進め、ワンストップサービスの提供の徹底、窓口相談の機能強化や、中小企業支援体制のPR並びに潜在的な支援ニーズの掘り起こしを重点的に行ってきたところであり、中小企業者等の利用も増え、各地域において支援成功事例も生まれてきているところであるが、中小企業者等の利用状況や、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体及び政府系金融機関等の他の中小企業支援機関との連携・協力についてはまだ十分とは言えない。

平成14年度においては、引き続き潜在的なニーズの掘り起こし等により中小企業者等の利用の拡大に努めるとともに、国が推進する構造改革実現に向け掲げる「創業を5年間で倍増」、「中小企業の経営革新への取組みを強力に支援する」という目標を着実に推進するためにも、他の中小企業支援機関との一層の有機的な連携・協力の下、中小企業の直面する様々な経営課題に対するワ

ンストップサービスの提供の強化に努め、より具体的な成功事例の輩出に努めるものとする。

このため、都道府県等中小企業支援センターにおいては、中小企業者等がいつでも経営課題に関する相談ができる電子相談窓口の開設や、他の中小企業支援機関との定期的な連絡会議の開催などによる連携・協力体制の強化など、中小企業支援体制のさらなる強化に努めるものとする。また、構造改革の実現に向け創業や中小企業の経営革新への取組みを啓発・促進するための創業・経営革新をテーマに取り上げたセミナーを重点的に実施するとともに、中小企業の業種・業態やIT化の進展度合いに応じたきめ細やかなIT化やITを活用した創業・経営革新を支援するためのIT担当のサブマネージャーを必要に応じて配置するものとする。

地域中小企業支援センターは、地域の中小企業者等の身近な支援拠点として、随時相談に応じる体制を整えるとともに、継続的な専門家派遣により、創業・経営革新に取り組む意欲のある地域の中小企業者等に対して、よりきめ細やかな支援を行うものとする。

中小企業・ベンチャー総合支援センターは、ブロック内における中小企業支援体制の結節点として、創業や中小企業の経営革新への取組みを掘り起こし、全国モデルとなるような支援成功事例を輩出するため、ビジネスアイデアを広く募集し、事業計画の作成から事業の具体化まで一貫した支援を実施し、その支援成果を広く普及するとともに、株式公開を目指すベンチャー企業を対象とした株式公開のための実践的なセミナーを新たに実施するなど、創業・経営革新支援の先導的役割を担うものとする。さらに、全国9か所に設置されている中小企業大学校との有機的連携を強化することにより、ブロック内の中小企業支援体制の結節点としての役割の充実・強化に努めるものとする。

また、中小企業総合事業団は、インターネットで中小企業者及び中小企業支援担当が必要な情報を容易かつ迅速に入手できる中小企業専門のポータルサイト（J-Net21）のコンテンツのさらなる充実に努めるとともに、中小企業支援体制の情報の共有化の要としての機能強化に努めるものとする。

なお、都道府県及び政令で定める市（以下「都道府県等」という。）においては、中小企業支援計画の作成に当たり、都道府県等において独自に実施する事業など中小企業を支援する関連施策を体系的に取り込み、当該計画が都道府県等における中小企業支援施策のあらましとして、地域経済及び地域産業の実

情に応じた特色ある計画となるよう努めるものとする。

さらに、都道府県等は、作成した中小企業支援計画に基づき実施した中小企業支援事業について、事後評価を行うことにより、事業の効率性、効果等を把握し、事業の見直しや支援体制の効率的運営並びに支援内容の質的向上に努め、事業の見直し等について、自らが定める中小企業支援計画にも反映させることが望まれる。

## ・事業の実施体制

中小企業支援事業は、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が相互に連携・協力して実施するものである。このため、国は、中小企業支援事業の実施体制を整備する観点から、3類型の中小企業支援センターの整備を促進するとともに、これら支援センター相互の連携・協力を促進する。

### 1．都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センターは、中小企業支援法第7条第1項の規定に基づく指定を受けた法人であり、都道府県等が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として機能する。

都道府県等は、都道府県等中小企業支援センターを指定するに当たり、同センターを利用する中小企業者の利便性に配慮し、経営の診断、助言、相談、情報の提供、あっせん等の事業をできる限り集約するとともに、各都道府県等に存在する中小企業振興公社、中小企業地域情報センター、テクノポリス財団等の既存機関の統合を図るよう努めるものとする。

また、都道府県等が定める中小企業支援計画においては、センターの名称、場所等の組織の概要及び実施する事業の概要を明記することとする。

なお、中小企業支援計画の作成時点において都道府県等中小企業支援センターとして指定する法人の選定を終わっていない政令で定める市については、できるだけ早期に指定に至るよう、支援計画の作成に際しては、指定の時期及び指定に至るまでの必要な準備に関する事項（指定に至るまでの間中小企業支援事業を実施するための暫定的な方法を含む。）を記載する。

## (1) プロジェクトマネージャー・サブマネージャーの配置

### 位置付け

都道府県等中小企業支援センターが行う中小企業支援事業を効果的かつ効率的に実施するため、事業を一貫して管理するプロジェクトマネージャー1名を配置するものとする。

プロジェクトマネージャーは、都道府県等中小企業支援センターが行う中小企業支援事業と中小企業に関する他の施策との一体的な運用の観点から、いわゆるソフトな経営資源の確保の支援に関する施策を、統一的に管理する者として位置付けることが期待される。

プロジェクトマネージャーは、技術開発、情報化促進、取引適正化等に関する事業など中小企業支援事業のほか、中核的支援機関（新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第19条第1項の規定により認定された機関をいう。以下同じ。）と都道府県等中小企業支援センターが同一の機関となっている都道府県等においては、プロジェクトマネージャーが中小企業支援事業と新事業創出支援体制（同法第3条第2項第3号口に規定するものをいう。以下同じ。）の事業を統一的に管理するものとするのが望ましい。

このほか、経営、技術などの専門的な面からプロジェクトマネージャーを代理、補佐する者として、サブマネージャー2名程度を配置するものとする。

サブマネージャーを2名配置することとした場合、1名は主に経営、1名は主に技術の専門家であることが想定されるが、各都道府県等の実情に合わせてふさわしい配置を行うことが期待される。

また、中小企業者の業種・業態やIT化の進展度合いに応じたきめ細やかなIT化やITを活用した創業・経営革新を支援するためのIT担当のサブマネージャーを、経営、技術のサブマネージャーに加え必要に応じて配置するものとする。

### 業務

プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーは、民間等から毎年度の審査により選抜される専門家を想定しているため、職員人事などの

「組織の運営」に関与するわけではないが、「事業の実施」に当たっては、その執行管理に関する個別事業の担当者の割り振り、組織構成、職員配置等について人事権者に対する進言、意見具申の権能を付与することを想定している。

後述するところの、事業可能性評価委員会の運営、中小企業者に対する初動段階でのアドバイス、その後の民間専門家の選定、事業の事後評価など、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの専門的知見に依存する業務が多いものと想定され、積極的な執行管理が期待される。

#### 選定基準・選定方法

プロジェクトマネージャーは、幅広い人的ネットワークを有し、経営企画、マーケティング、事業計画の立案等中小企業の経営全般に知見を有する者が望ましく、サブマネージャーは、経営、技術等につき、専門的な知見及びその分野における人脈を有し、事業評価、経営評価等の能力を有する者が望ましい。

プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーは、毎年度、原則として民間から公募することとし、都道府県等による協力を得つつ、都道府県等中小企業支援センターに設置する選定委員会で適任者を選定し、又は評価を行って適当と認められる場合には更新するものとする。

公募のための人材発掘については、中小企業支援事業が将来にわたって改良・継続されてゆくものであることにかんがみ、各都道府県等自身において、独自の工夫を凝らした方法を考案しつつ、不断に努力することが強く期待される。

## (2) 事業可能性評価委員会の設置

事業可能性評価委員会は、診断助言等を希望する企業を審査し、継続的な診断助言等の支援の提供を決定する。

このため、中小企業者や創業を行おうとする者であって具体的な事業計画を有する者の求めに応じて、その事業化の有望性、技術の先進性、ノウハウの独自性、事業の発展性等の多様な側面から、事業の可能性について評価を行うことが必要である。したがって、事業可能性評価委員会は、プ

プロジェクトマネージャー等に加え、自ら創業した経験を有する経営者など、経営、技術等の知識及び経験につき各界第一級の評価を得ている者を委員とする。

事業可能性評価委員会を設置する意図は、事業の成長可能性が高く、将来的に有望な企業を発掘して、その企業に対する総合的継続的な「育て上げ」型支援の提供に結びつけ、他の支援事業も活用することにより、施策効果を高めることにある。

その意味で、事業可能性評価委員会の審査及び評価が、中小企業者の経営資源の確保に当たって、民間の市場における目安となるよう信頼性の向上に努めることが目標である。

このため、事業可能性評価委員会が行う「事業計画の審査」については、

- a. 多様な支援の評価機能を集中させ、各都道府県等における中小企業者・創業者に対し、事業可能性の評価を受けることへのインセンティブを与える。それにより、募集企業数を質・量共に増大させる
- b. 多様な審査機能を集中させ、各都道府県等における専門家等に対し事業可能性評価委員会の委員となることへのインセンティブを与え、事業計画の評価を的確に行うことのできる第一級の「目利き」人材を集める

ことが極めて重要である。

また、他の支援事業との関係では、事業可能性評価委員会の上記の審査及び評価を活用することができる多様な機能としては、次のようなものが考えられる。

多数の民間支援事業者が集合するイベントにおける事業計画発表企業の選定機能

中小企業総合事業団及び各都道府県等が主催するベンチャープラザ等、多数の民間支援事業者が集合するイベントにおいて事業計画の発表を希望する企業の選定に当たり、事業可能性評価委員会による評価を活用すること。

各都道府県等有する補助金制度、貸付制度等の審査機能

補助金制度、資金貸付け制度等の趣旨を個別に検討した上、できるだ



け事業可能性評価委員会による評価を活用し、事業可能性評価委員会において高い評価を受けた企業に対する支援に政策資源を集中して投ずること。

#### 金融機関等に対する紹介機能

都道府県等中小企業支援センターが、事業可能性評価委員会において高い評価を得た企業につき、政府系金融機関、信用保証協会、地域金融機関、ベンチャーキャピタル等に対し、当該企業の要望に応じてその事業計画を積極的に紹介するルートを構築し、これら資金提供者が当該企業を幅広く認知・注目する環境を整備すること。

なお、IT貸付の推薦のための審査委員会、民間専門家の派遣に当たった審査委員会、支援の効果測定のための事後評価委員会等、中小企業支援事業に関し、都道府県等中小企業支援センター内に設置される委員会はすべて、別個の会議を開催することなく、事業可能性評価委員会自体又はその委員のうちから適切な者を選んで構成される小委員会として設置することができる。

### (3) 中小企業との情報交流体制の整備

都道府県等中小企業支援センターは、都道府県等レベルの中小企業支援体制の中心として、中小企業者、民間支援事業者等の交流拠点として機能する。

そのため、中小企業者に対する支援施策など幅広い情報の提供や中小企業者が異業種事業者と交流を行えるような機会の提供などに努めるものとする。

### (4) 都道府県等中小企業支援センターを中心とした連携体制の整備

都道府県等レベルの支援体制に関して、都道府県等中小企業支援センターを中心とし、中小企業の経営資源の確保を支援する各機関との密接な相互連携の下、中小企業者に対してワンストップサービスの提供が行える

体制の整備を促進する。

#### 都道府県等の試験研究機関との連携・地域産学官連携

都道府県等レベルにおける中小企業の技術支援機関としては、公設試験研究機関、大学、地域技術移転機関（TLO）などがあり、都道府県等中小企業支援センターは、技術知識（テクノナレッジ）ネットワークの構築に積極的に参画しつつ、これらの機関の特性及び役割分担を踏まえて相互に連携するものとする。

公設試験研究機関については、地域の中小企業のニーズに密着した技術支援機関として、引き続き中小企業に対する個別の技術支援や共同研究などを行うとともに、経営、マーケティング、資金等の経営資源の確保を支援する都道府県等中小企業支援センターと相互に密接な連携を図ることにより、開発した技術の事業化を促進していくことが望まれる。

また、大学やTLO等の有する技術シーズを活用することにより、中小企業が新技術や新製品の開発に取り組む場合にも、都道府県等中小企業支援センターを通じた経営、マーケティング、資金等に係るアドバイスやコーディネート機能の活用を図ることにより、その技術の事業化を効果的に支援していくことが期待される。

#### 新事業創出支援体制との一体的運用

新事業創出促進法に基づく、中核的支援機関を中心とする新事業創出支援体制（いわゆる地域プラットフォーム）は、国による都道府県等を通じた中小企業に対する支援施策の相乗効果を図るため、予算執行等の面で可能な限り一体的に運用されることが望ましい。

各都道府県等においては、その作成する中小企業支援計画において、新事業創出促進法第18条に基づき作成した基本構想の関連部分を含んだ一体的な計画を作成することができる。併せて、中核的支援機関と都道府県等中小企業支援センターが別の機関となっている都道府県等については、その相互連携の具体的な姿を計画に記載することが望ましい。

#### 都道府県等の地域における支援機関との連携

都道府県等レベルにおける支援機関としては、商工会、商工会議所、

都道府県中小企業団体中央会などの中小企業関係団体をはじめとし、政府系金融機関、地方銀行、信用金庫、信用組合その他の地域金融機関、信用保証協会、投資事業有限責任組合、ベンチャーキャピタルなどの資金面での支援を行う機関、その他雇用・能力開発機構都道府県センター、知的所有権センターなど、人材、情報、資金等の中小企業の経営資源の確保を支援する機関が想定される。

都道府県等中小企業支援センターを中心とした都道府県等レベルの支援体制は、中小企業者の利便性の向上のためワンストップサービスの提供を行うものであり、都道府県等中小企業支援センターは、かかる観点から、このような支援機関との間において可能な限り密接な連携を図るものとする。

このため、インターネット上の相互リンク等を通じた情報ネットワークの構築、窓口担当者同士の会議等を通じた交流、都道府県等中小企業支援センターによる上記支援機関からの出向等の積極的な受け入れを通じた人事交流の活発化等を推進する。

このようにして構築された支援機関間の密接なネットワークを通じ、支援対象企業の課題の共有、支援施策の紹介などの円滑化を目指す。

#### 地域における民間専門家との連携

中小企業者の経営資源の確保に有益な民間専門家の活用は、中小企業支援事業の成否の鍵である。また、支援を受ける中小企業者にとっては、自らのニーズに合った民間専門家をどのように見つけるかが重要である。

このため、各都道府県等においては、地域における民間専門家に対し、都道府県等中小企業支援センターへの登録を積極的に働きかけるとともに、民間専門家の支援を受けた中小企業者による事後評価を蓄積することにより、地域における中小企業者のニーズにより適切に応じることができるデータベースの充実を図るべきである。

民間専門家にとっても、中小企業支援事業への参加は、それをきっかけとした中小企業者との関係の構築により、結果的に民間ベースにおける自らの支援事業の拡大にもつながることとなるので、その点の積極的な周知が重要となる。併せて、データベース自体につき、その改良及び検索能力の向上に不断に努めることとする。

## 2 . 地域中小企業支援センター

地域中小企業支援センターは、創業者や地域の中小企業者を支援対象者として、地域におけるきめ細やかな支援の拠点として設置されるものであり、地域経済社会の新たな活力となる創業者や、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている地域の中小企業者等の発展を支援することにより、地域の振興と活性化に寄与することを目的とするものである。

### (1) 地域中小企業支援センターの設置

#### 選定基準及び選定手続

都道府県は、地域において、本計画の 2 . (3)に記載する地域中小企業支援センターの事業（以下「地域における支援事業」という。）を継続して実施する能力と意欲のある団体のうちから、その申請に基づき、適当と認める団体を地域中小企業支援センターとして選定するものとする。

#### 設置に際しての留意点

地域中小企業支援センターの設置に際しては、都道府県の地域における自然的社会的経済的諸条件を考慮し、身近な支援拠点としての機能の発揮が可能となるよう、都道府県において偏在のないよう適切な配置に努めるものとする。

### (2) コーディネーター等の配置

地域中小企業支援センターには、企業経営について十分な知見を有し、地域における支援事業を行うにふさわしい者を幅広い分野から選定した上、コーディネーターとして配置し、可能な限り休日・夜間も含め支援対象企業の相談に応じられるようにするものとする。また、法律、会計、税務などの問題について随時相談に応じられるよう、必要に応じて顧問契約等の形で各種分野の民間専門家を活用できるようにするとともに、個々の支援対象企業の必要に応じて各種民間専門家を直接派遣できるようにするもの

とする。

### (3) 事業内容及び事業実施上の留意点

地域中小企業支援センターにおいては、施策紹介をはじめとするコーディネーター等による相談事業、民間専門家による相談事業、専門家派遣事業、情報収集・提供事業、講習会等開催事業などを、創業者や地域の中小企業者のニーズに応じてきめ細かく実施するものとする。

コーディネーターは、創業者や地域の中小企業者の求めに応じて、創業準備の手順・ポイント、会社経営のノウハウ、成功事例、事業資金の調達方法など創業に当たっての課題や、経営、金融、技術、情報化、マーケティングなど経営革新等のための課題について、個別面接を行うなどきめ細やかな相談を行うものとする。

また、相談を受ける者の法律、会計等に関する専門的な問題に対応するため、弁護士等の民間専門家を活用し、必要に応じ定期的な相談会等を実施するものとする。さらに、平日や昼間には相談に訪れることができない者のために、必要に応じ、休日や夜間における法律相談会を実施するなどにより、支援施策の利用機会の拡大に努めるものとする。

個別の民間専門家派遣の実施に当たっては、支援対象企業の課題に応じて適切と認められる民間専門家を派遣し、必要な専門知識・技能等について具体的、実践的な助言を行うものとする。

### (4) 地域における関係支援機関との連携

地域中小企業支援センターは、事業の実施に際しては、都道府県等中小企業支援センターや商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会をはじめとする地域における他の支援機関等との間において緊密な協力体制を構築し、これらの機関との間で情報通信ネットワークを活用するなどにより、支援対象企業が利用可能な各種支援施策や関係支援機関が保有する人材、技術、特許情報などの経営資源について情報の共有化を図り、情報提供のワンストップサービス化を行うものとする。

### 3. 中小企業・ベンチャー総合支援センター

中小企業・ベンチャー総合支援センターは、全国8つのブロック毎に設置されるものであり、株式公開を視野に入れたベンチャー企業の支援や特許権の取得を絡めた経営戦略、直接金融による資金調達など高度な経営課題を含め中小企業の多様な課題への支援を行うほか、ブロック内における中小企業支援体制の結節点として、都道府県等中小企業支援センター及び地域中小企業支援センターが行う支援事業をサポートすることを目的とする。

中小企業・ベンチャー総合支援センターは、ブロック内の3種類の中小企業支援センターの中核として、地域の特殊性等に配慮し、ブロック独自の事業活動を視野に入れた事業を展開するとともに、3種類の中小企業支援センターや中小企業支援体制についてのPRを積極的に実施するものとする。

また、ブロック内における都道府県等中小企業支援センター及び地域中小企業支援センターでは対応が困難な、高度かつ専門的な案件若しくは都道府県域を超えるような案件を中心に、ブロック内の他の中小企業支援センターと確実に連携を図り、適切な支援策を講ずるものとする。

このため、定期的に連絡会議を開催するなど、3種類の中小企業支援センター間の情報の共有化を推進するとともに、ブロック内のプロジェクトマネージャーをはじめとする中小企業支援担当者等の資質の向上などを図るための支援体制の強化に努めるものとする。

さらに、中小企業・ベンチャー総合支援センターは、中小企業大学校の受講者が抱える経営課題解決の支援を行うなど、中小企業総合事業団が保有する経営支援機能と人材育成機能との有機的連携の強化に努めるものとする。

#### (1) プロジェクトマネージャーの配置

中小企業・ベンチャー総合支援センターが行う中小企業支援事業を効果的かつ効率的に実施するため、各センターに支援事業を一貫して管理するプロジェクトマネージャー1名を配置する。

プロジェクトマネージャーは、中小企業・ベンチャー総合支援センターが行う中小企業支援事業を管理するほか、ブロック独自の支援事業、ブロック内の各中小企業支援センターが抱える問題解決のサポート役等として、

支援サービスの質の向上、支援ネットワークの形成など幅広い活躍を期待するものとする。

このため、プロジェクトマネージャーは、そのブロック内において幅広い人的ネットワークを有し、経営企画、マーケティング、事業計画の立案等中小企業の経営全般に知見を有する者が望ましく、その選定に当たっては、原則として民間からの公募とし、中小企業総合事業団に設置する選定委員会で適任者を選定するとともに、当該委員会で適当と認められる場合に更新するものとする。

## (2)事業内容

中小企業・ベンチャー総合支援センターは、ベンチャー企業や中小企業に対する施策紹介をはじめ、常設アドバイザーによる相談事業、民間専門家集団による継続的な専門家派遣事業、情報収集・提供事業、インキュベータ施設に対するインキュベーターマネージャーの派遣事業、ビジネスアイデアを広く募集し、事業計画の作成から事業の具体化まで一貫した支援を実施し、その支援成果を広く普及するビジネスアイデア支援モデル事業、株式公開を目指すベンチャー企業を対象とした株式公開のための実践的なセミナーを開催する経営支援講座等事業などを実施するものとする。

## 4．中小企業総合事業団による3類型の中小企業支援センター相互の連携及び協力

中小企業総合事業団は、3類型の中小企業支援センターからなる中小企業支援体制の「扇の要」となるものである。

そのため、中小企業総合事業団は、ポータルサイト（「J-Net21」）を活用し、各中小企業支援センター間の情報の共有化を進めること等により、3類型の中小企業支援センター間の緊密な連携を図るものとする。

また、中小企業総合事業団は、中小企業支援体制の核として、中小企業・ベンチャー総合支援センター及び都道府県等中小企業支援センターの利用に供するため、経営・財務等企業経営に必要な知識及び経験につき全国レベル

の専門的能力を有する民間専門家のデータベースを整備するものとする。

併せて、経営・技術等の課題解決事例について、3類型の中小企業支援センター等が共用可能な各種データベースを構築し、各センター等が行う事業の効率的な実施に努めることとするなど、中小企業者の利便性に配慮した施策の実施に努めるものとする。

## ・事業の実施方法

### 1．事業の成果の向上

#### (1) 支援対象企業の選定方法、選定基準及び評価システム

中小企業支援事業は、中小企業者の依頼に応じて実施するものであるが、今後は、継続的な支援スキームが主体となることから、都道府県等中小企業支援センターが支援事業を実施するに当たっては、支援対象企業が、支援の効果を生ずるような努力を行う企業であるか等を確認する手順を採るものとする。この手順は、専門家によって構成される事業可能性評価委員会等によることを原則とするが、支援の継続性の有無等を勘案し、必要に応じて、プロジェクトマネージャー等の専決による簡便な手順を採ることを妨げない。

また、支援を行った結果については、事業の効果に関するフォローアップのため、支援を受けた中小企業者から報告書の提出を受け、その後一定期間が経過したときも、適宜ヒアリング等を行う。その結果は、

- a. 都道府県等中小企業支援センターとして今後の事業の実施方法を改善するための基礎データ
- b. 担当した民間専門家の適格性評価のための基礎データ

として評価・活用される。

#### (2) 民間専門家の選定方法、選定基準及び評価システム

民間専門家の選定に当たっては、前述のように、人材、資金、マーケテ



ィングなどの中小企業の経営資源の確保に関する知見を有する、できるだけ数多くの民間専門家に中小企業支援事業への参加を求め、名簿（データベース）の作成、整備及び充実を図ることが基本である。

他方、中小企業支援事業が公的事業であることにかんがみれば、その効果的な実施を確保する観点から、中小企業者のニーズに最適な民間専門家を引き合わせるための選定が必要である。このため、以下のような手続を採ることとする。

原則として、支援対象企業は、自らを支援する民間専門家を都道府県等中小企業支援センターが整備する名簿から選定できることとする。

支援対象企業に民間専門家に関する知見がない場合は、都道府県等中小企業支援センターが、当該対象企業への支援内容に合致した民間専門家を選定することとする。この場合、プロジェクトマネージャー・サブマネージャーが中心となり、支援対象企業と綿密な情報交換をしつつ決定することが望ましい。

支援を行った結果については、

- a. 民間専門家から、事業の結果についての報告書の提出を求める
- b. 中小企業者の多大な負担とならないよう留意しつつ、支援対象企業からも、事業の効果に関するフォローアップのための報告書の提出を求め、さらにその後も必要なヒアリングを行う

等により支援内容的確性・支援の効果等に関するデータを収集し、民間の専門家等から構成される事後評価委員会による評価を行い、民間専門家のデータベースに反映する。

民間専門家の選定を上記の方法で行う場合、この評価等をも参考として選定を行うこととする。

### (3) 事業広報、広聴活動

都道府県等中小企業支援センターが行う中小企業支援事業の実施に当たっては、多くの中小企業者による事業の利用を図り、併せて関連する事業

等との一体性を確保するため、新聞・雑誌等の広告、イベント、講習会、インターネット等を活用して可能な限り多くの機会に広報を行い、中小企業、民間専門家、中小企業支援関係機関にその事業内容を周知することとする。

各都道府県等においては、定期的に、中小企業者、民間専門家に対し無作為抽出等の方法によるアンケート調査等を行い、中小企業支援事業そのものの社会一般に対する認知度を検証しつつ、中小企業支援事業を行うことが期待される。

事業そのものが中小企業者及び民間専門家に認知されていない状況下で事業の実施に当たっての工夫を行っても、効果が期待できないことにかんがみれば、この調査等のフィードバックによる広報効果の検証は、極めて重要であることに留意することが必要である。

## 2. 事業の概要

### (1) 都道府県等又は都道府県等中小企業支援センターが行う事業

都道府県等においては、地域経済及び地域産業の実情に応じた特色ある事業の実施に努めるとともに、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会などの既存中小企業支援機関及び民間支援事業者を積極的に活用し、機能的な予算の執行に努めるものとする。

#### 中小企業の経営資源の確保に関する診断助言等

##### イ. 相談事業

経験豊富でノウハウ等を有した退職経営者や民間専門家を窓口相談員として配置し、企業の設立準備などについて、会社経営等の経験を活かした相談を、中小企業の経営者、起業予定者などに対して行う。

また、中小企業者の日常の取引等において生じた問題や経営活動を行っていく上で生じる法律に係る問題について、弁護士等を活用

し問題の解決を図るための法律相談等を実施する。

#### ロ．専門家派遣事業

中小企業者や創業者の抱える種々の課題及び経営、人材、情報、資金等の不足する経営資源に対して、課題の解決及び経営資源の円滑な確保を支援するため、民間専門家を活用して、適切な診断・助言を行う。

また、中小企業者や創業者の技術的な課題に対して、その技術力の向上を支援するため、民間専門家を活用して、適切な助言を行う。事業の実施に当たっては、都道府県等中小企業支援センターが診断助言等を行うこととなった中小企業者等に関する課題のうち、技術に関する課題について積極的に公設試験研究機関等との連携を図り、また逆に、公設試験研究機関等の技術支援に関連する機関が助言等を行うこととなった中小企業者等に関する課題のうち、技術の事業化など経営に係る課題について、積極的に都道府県等中小企業支援センターとの協力を図る。

#### ハ．情報提供等事業

中小企業者や創業者を対象としたセミナーや同様のテーマを抱える中小企業者等を対象とした講習会、交流会等を開催する。

下請中小企業の販路拡大を図るため、発注開拓、下請関係情報の提供、下請企業の優秀な製品等の情報提供等を行う。

また、都道府県等が行う中小企業支援計画及び中小企業支援施策の企画・立案等のために必要な、地域の中小企業の経営動向等の調査・分析を実施する。

#### 二．事業可能性評価委員会事業

事業可能性評価委員会を活用し、創業者、創造的な事業活動を行う中小企業者等からの求めに応じて、事業化に向けてのシーズの有望性、技術の先進性、ノウハウの独自性、事業の発展性等に関する事業の可能性について評価を行う。

そのほか、IT貸付の推薦のための審査、ビジネスプランの評

価・審査など中小企業支援事業に関する審査・評価を行う。

#### 中小企業者に対する研修（人材育成事業）

中小企業の経営者又はその従業員並びに創業者に対し、IT革命への啓発普及など経営方法又は技術に関する基本的な知識等の習得のための研修を行う。

### (2) 中小企業総合事業団が行う事業

#### 人材養成事業

中小企業総合事業団が全国9か所に設置する中小企業大学校において、都道府県が行うことが困難な、中小企業者及びその従業員の経営又は技術に関する高度かつ実践的な研修を行うとともに、中小企業支援を行う都道府県等の支援担当者や中小企業関係団体等の支援協力機関職員等の能力向上のための研修を行う。

また、今後のより効果的かつ効率的な研修の実施に資するため、平成13年度より実施しているITを活用した教材や研修手法を開発、実証研究を進めることとする。

研修の実施に当たり、中小企業者、中小企業支援担当者、中小企業支援協力機関職員等の受講対象者ごとに以下のような点に留意しつつ実施することとする。

#### イ．中小企業者向け研修（経営又は技術に関する研修事業）

( ) 独自の研修施設を保有する等の中小企業大学校の特徴を活かし、他の機関では実施できない研修サービスを中小企業のニーズを踏まえて行うという観点から、長期の人材養成型研修に重点を置くこととする。また、その内容についても単なる知識付与にとどまらず、中小企業者が現場で実践・応用できる能力を養成するものとする。

( ) 中小企業を取り巻く社会・経済環境の変化に対応し、多様で活

力ある中小企業の発展を促進する観点から、経営革新、新事業開拓等の事業展開を視野に入れた経営戦略を立案・管理しうる人材の養成及び創造的な技術開発能力を有する人材の養成を行う。この際、必要に応じて研修で使用する事例や研修手法についてITの活用を図るものとする。

- ( ) 中小企業のニーズ、経営実態を踏まえ、土、日曜日等の研修及び中核都市における校外研修を引き続き実施する。また、明確な創業意思をもち、具体的なビジネスプランを有する創業予定者に対する研修も引き続き実施する。
- ( ) 中小企業大学校においては、各施設の立地する地域の企業、研究機関、行政機関等との日常的な連携の下、地域における産業特性を踏まえた研修を実施する。また、中小企業大学校は、地域の中小企業人材養成の拠点として、地方公共団体、中小企業関係団体等の実施する中小企業人材育成事業に対する講師紹介、情報提供、施設提供等の協力を行う。

#### ロ．中小企業支援担当者に対する研修

中小企業支援担当者に対する研修については、国、都道府県等の職員に限らず、民間の経営コンサルタント等の支援協力者を含めて、中小企業が直面する経営課題の把握・解決、中小企業の発展のための経営戦略、製品開発等に係る助言を行いうる能力を保有するよう研修内容の充実を図り実施する。

#### ハ．中小企業支援協力機関職員等に対する研修

中小企業者からのニーズの強いITに関する支援を行いうる能力を養成する研修を重点的に実施するとともに、創業・経営革新に関する支援を行いうる能力を養成する研修の充実を図り実施する。また、中心市街地の活性化を促進する観点から、タウンマネジメントに関する能力を養成する研修についても引き続き実施することとする。

#### 情報提供等の事業

#### イ．支援センター等交流ネットワーク事業

中小企業支援に関する各種情報の提供、検索等を総合的に行えるポータルサイト(J-Net21)を運営し、インターネットで中小企業者及び中小企業支援担当者等が必要な情報を容易かつ迅速に入手できるワンストップサービスを提供するとともに、3種類の中小企業支援センター間の情報の共有化を図ることにより中小企業支援体制の連携・協力を促進するものとする。

また、ITに取り組んでいる中小企業者の事例を収集し、IT化を進めるためのマニュアルを作成・データベース化して提供するとともに、中小小売商業者の成功事例を収集し、その成功要因を分析して提供するなど、中小企業者に有益な情報を幅広く収集・提供する。

#### ロ．中小企業環境・安全等対応情報提供事業

中小企業者が、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の各種の法的環境規制、化学物質の適正使用・適正管理及び環境管理・監査制度の国際規格(ISO14000)へ適切に対応していくための情報提供を行う。

#### ハ．商店街活性化専門指導事業

商店街・中心市街地活性化のための知識を有する専門家を登録し、商店街等からの要請に基づいて、これらの人材を派遣することにより、中小商業者等が抱えている諸問題に対するアドバイスや、商店街事務局の機能強化の支援、TMO(\*)の各種事業の内容や組織・財政基盤等についての診断・評価・助言を行い、商店街・中心市街地の活性化を図る。

\* TMO：中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所又は第3セクターが、市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関

#### ニ．中小企業海外展開支援事業

海外投資や外国企業との業務提携等の海外展開を行おうとする中

小企業者に対し、講演会の開催及び情報誌の発行による情報提供、専門家によるアドバイスをを行い、中小企業の国際化による新たな事業展開への支援を行う。

ホ．課題対応技術革新促進事業

経済・社会ニーズに即応する技術課題を提示し、公募を行い、優れた提案として審査・選定された研究調査・研究開発を提案者の中小企業等に委託し、中小企業による技術革新とその事業化による新事業の創出を促進する。